

流域治水と特定都市河川について



令和6年12月25日
日下川流域水害対策協議会

「流域治水」の基本的な考え方

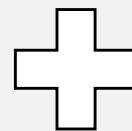
- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



加えて

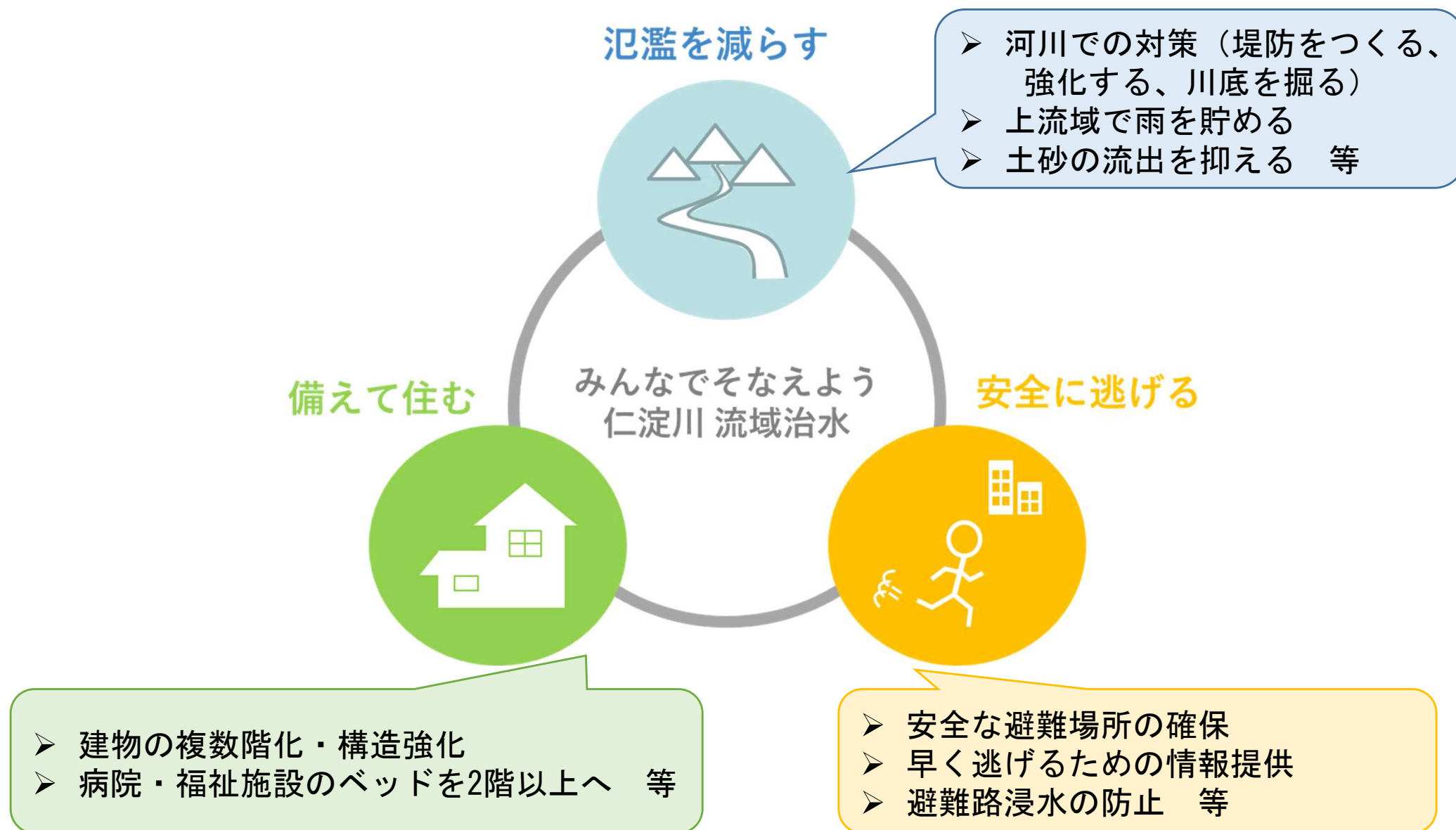
被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模（例えば、1/10, 1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

仁淀川における「流域治水」の目標と3方策



3方策が連携・補完しあうことで、流域全体で総合的に治水力アップ

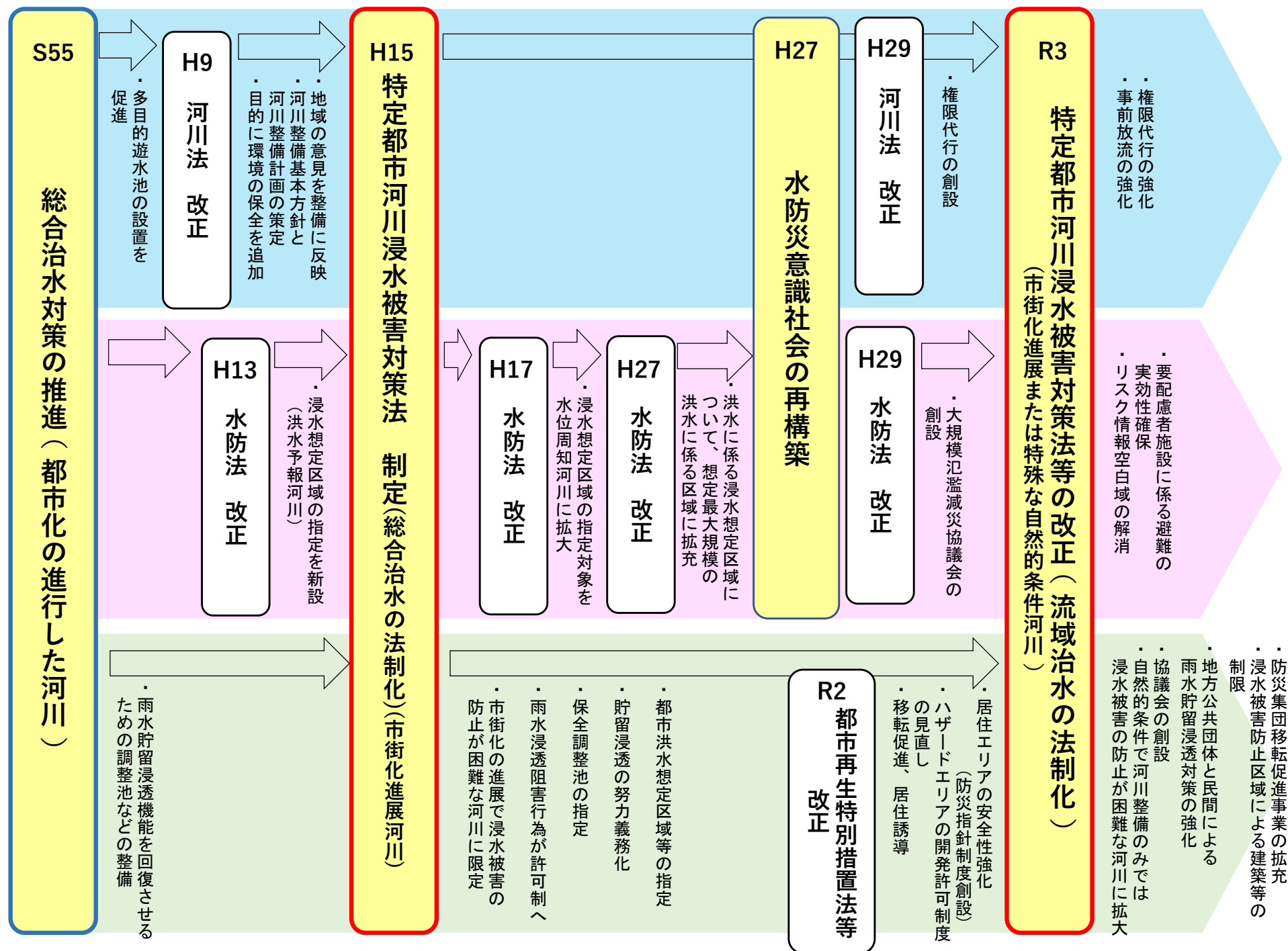
⇒どんな洪水が発生しても「犠牲者ゼロ」となる状態を目指す！

「総合治水」から「水防災意識社会」さらに「流域治水」へ

河川等

水防

流域対策



改正特定都市河川浸水被害対策法の概要（令和3年11月全面施行）

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進

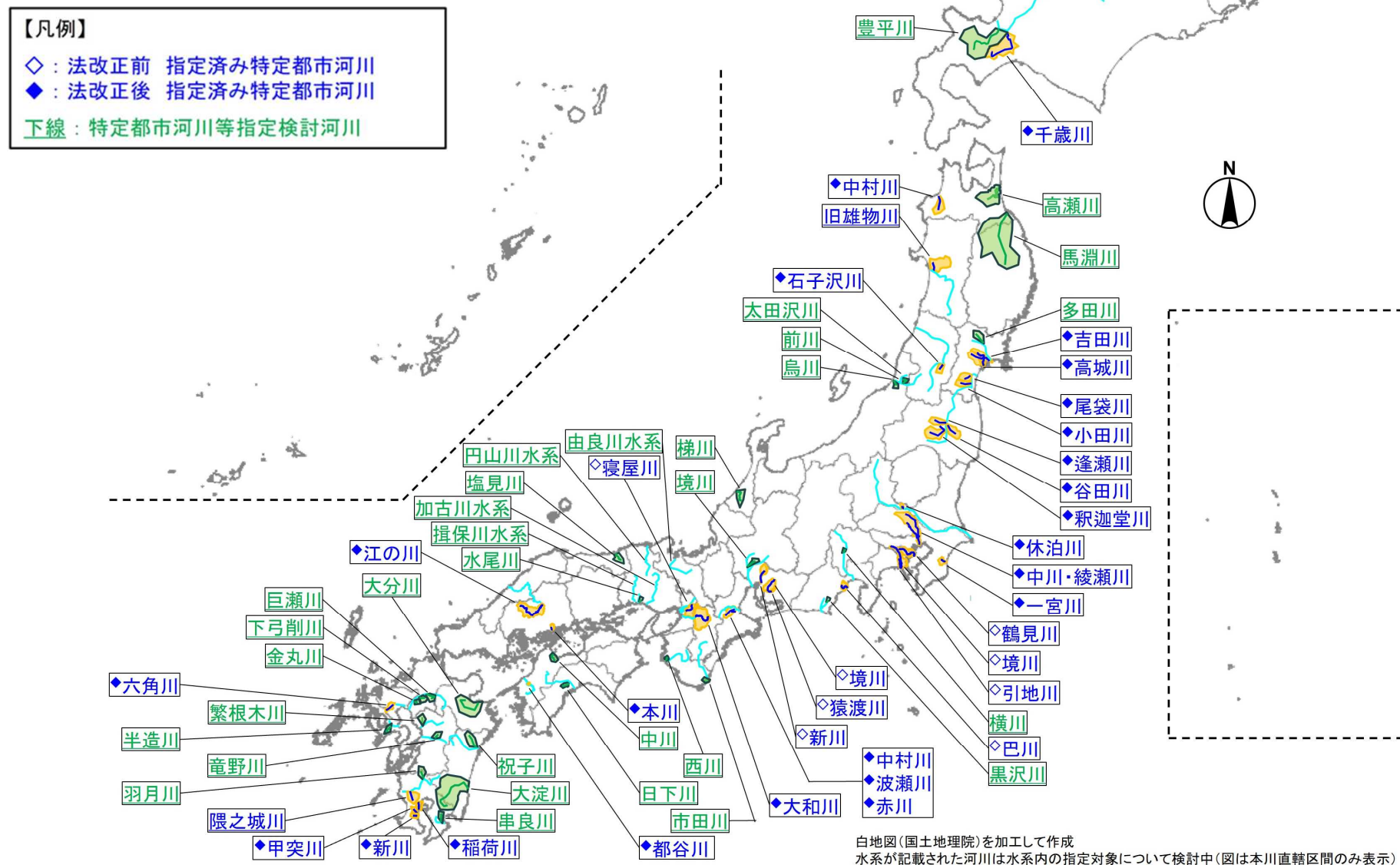


※赤字は令和3年法改正により新たに追加された事項

特定都市河川の指定等の状況

特定都市河川は、全国で27水系347河川が指定されている。

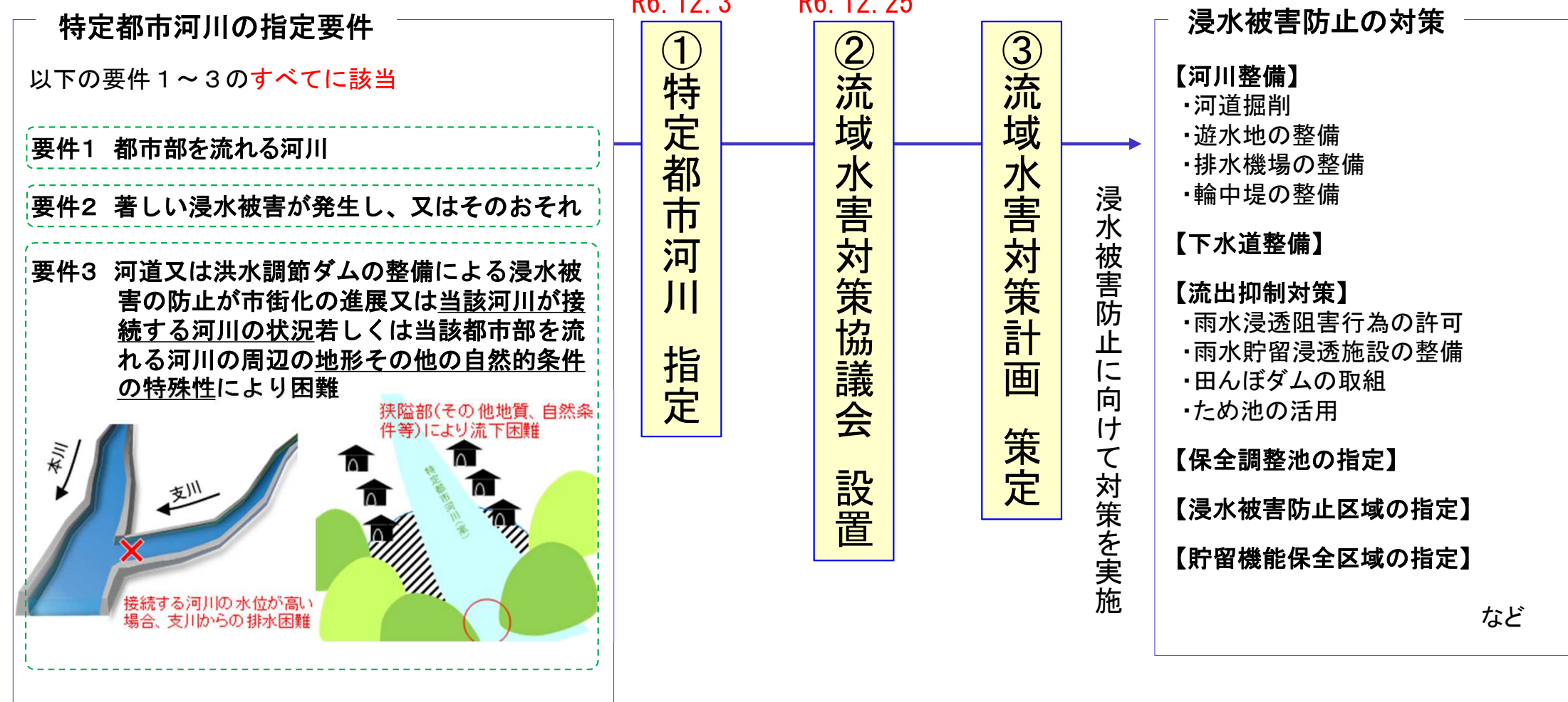
(下図：令和6年11月8日時点)



特定都市河川指定から対策実施までの流れ

- 特定都市河川・流域では、河川整備の加速化とともに雨水の流出抑制や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の対策を推進。
- そのために、①3つの要件を満たす河川を特定都市河川として指定後、②流域の関係者で構成する「流域水害対策協議会」を設置し、③浸水被害防止の対策等をまとめた「流域水害対策計画」を策定。

■特定都市河川指定から対策実施までの流れ



○国土交通省告示第千三百十六号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和六年十二月三日

国土交通大臣 中野 洋昌

名称 日下川特定都市河川流域

区域 高知県土佐市、高岡郡佐川町、高岡郡日高村のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、四国地方整備局及び高知河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表 日下川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
日下川	左岸…高知県高岡郡佐川町加茂字大ナロノ前一五三六番地先 右岸…高知県高岡郡佐川町加茂字本村三反田一五九七番一地先	仁淀川への合流点
派川日下川	日下川からの分派点	仁淀川への合流点
日下川放水路	日下川からの分派点	仁淀川への合流点
新日下川放水路	戸梶川からの分派点	仁淀川への合流点
長山田川	左岸…高知県高岡郡日高村下分字頬白八九九番地先 右岸…高知県高岡郡日高村下分字鳴瀧九九八番地先	日下川への合流点
戸梶川	左岸…高知県高岡郡日高村沖名字日ノ浦二二二〇番地先 右岸…高知県高岡郡日高村沖名字津賀ノ川二五一〇番一地先	日下川への合流点
渋川川	左岸…高知県高岡郡日高村沖名字渋川三二八一番一地先 右岸…高知県高岡郡日高村沖名字格免田三四六一番地先	戸梶川への合流点
石田川	左岸…高知県高岡郡日高村沖名字山ノ神四四〇八番二地先 右岸…高知県高岡郡日高村沖名字研屋谷四五〇五番二地先	渋川川への合流点
猿田川	左岸…高知県高岡郡日高村沖名字猿走一七三六番一地先 右岸…高知県高岡郡日高村沖名字平石一九八七番地先	戸梶川への合流点
妹背川	左岸…高知県高岡郡日高村本郷字庵屋敷一一一六番一地先 右岸…高知県高岡郡日高村本郷字庵屋敷四八五〇番地先	日下川への合流点
井峰川	左岸…高知県高岡郡日高村本郷字若田二三三八番地先 右岸…高知県高岡郡日高村岩目地字奥屋敷一五一三番二地先	日下川への合流点
長竹川	左岸…高知県高岡郡佐川町加茂字西大内二五四一番一地先 右岸…高知県高岡郡佐川町加茂字川原田三一一一番五地先	日下川への合流点
宇治谷川	左岸…高知県高岡郡佐川町加茂字奥谷屋敷七八七番一地先 右岸…高知県高岡郡佐川町加茂字ヤシキ付一〇八二番一地先	日下川への合流点

附則 この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示に係る特定都市河川流域については、令和七年六月三十日までの間は、特定都市河川浸水被害対策法（平成一五年六月十一日法律第七十七号）第三十条から第四十三条までの規定は、適用しない。

特定都市河川の指定 国土交通省告示第 1 3 1 6 号（日下川等 1 3 河川）

令和6年12月3日 官 報 第1316号

流域水害対策計画の拡充、協議会制度の創設

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」の内容を見直し、流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。

【改正概要】

- 「流域水害対策計画」に雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」制度を創設

【流域水害対策協議会のイメージ】



（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須

（構成員）

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

→ **構成員は協議結果を尊重**

○ : 流域水害対策計画策定主体

特定都市河川の指定と流域水害対策

流域水害対策協議会の設置 流域水害対策計画の策定

特定都市河川の指定

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ (条例で $0.1\sim 30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸与又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ ※以上の雨水浸透阻害行為
※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 都市計画法上の**開発の原則禁止** (自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



洪水・雨水の貯留機能を有する土地のイメージ

特定都市河川制度のメリット

★特定都市河川制度（法制度）は、令和3年度に「流域治水」の実践に向けてリニューアル。

○各分野横断的な計画の策定・意思決定プロセスの明確化

- ・「流域水害対策協議会」を設置し、河川管理者・下水道管理者・都道府県・市町村など流域関係者が参画
- ・河川、下水道、まちづくり、農林業など、各分野横断的な流域対策を検討し、「流域水害対策計画」を策定
- ・協議会での議論を通じて、浸水被害防止対策の意思決定プロセスが明確化

○河川整備の加速化

- ・特定都市河川流域における対策を推進するため、河川整備の予算措置において一定の配慮（重点化）

○流域対策における予算補助・税制上の特例措置等

- ①予算補助（特定都市河川浸水被害対策推進事業）
 - ・流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用
 - ・地公体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備
 - ・二線堤の整備（貯留機能保全区域・浸水被害防止区域）
 - ・排水施設の整備（貯留機能保全区域）
 - ・宅地嵩上げ等又は家屋移転（貯留機能保全区域・浸水被害防止区域）
- ②税制上の特例措置
 - ・固定資産税の減免（雨水貯留浸透施設）
 - ・固定資産税・都市計画税の減免（貯留機能保全区域内の土地）
- ③その他
 - ・国有地の無償貸付・譲与（雨水貯留浸透施設）

